



令和4年4月から成年年齢が20歳 から18歳に引き下げられます

成年年齢の引き下げで何か変わるの？

未成年者は取引の知識や経験が不足し、判断力も未熟であることから法律で保護されていますが、成年に達すると親の同意を得ずに自分の意思でさまざまな契約ができるようになります。つまり、契約を結ぶかどうかを自分で決め、その契約についての責任も自分で負うことになります。

18歳からできること



親の同意なく契約できるほか、10年間有効なパスポートの取得や、司法書士などの国家資格を取得することも可能になります。父母の親権に服さなることから、住む場所や進学、就職等の進路なども自分の意思で決定できるようになります。また、結婚できる最低年齢は男女ともに18歳になります。

20歳のまま変わらないこと

飲酒や喫煙、競馬などの公営ギャンブルに関する年齢制限は、健康面への影響や非行防止等の観点から20歳のまま変わりません。また、国民年金の加入義務生じる年齢も、従

気を付けて！成年に達した若者が狙われる

未成年者の消費者被害を抑止する役割を持つ未成年者取消権は成年に達すると同時に行使できなくなります。そのため、法律による保護がなくなったばかりの18歳が、悪質商法の被害に遭うのではないかと懸念されています。

新型コロナウイルスの影響で在宅時間が増え、インターネットの視聴時間が増えています。情報の中には好奇心をくすぐり、簡単にお金が得られると称し、犯罪に巻き込むようなサイトがあります。社会経験の少ない若者がトラブルに巻き込まれてしまう事がありますので注意しましょう。何か困ったことがありましたら、消費生活相談室までご相談ください。

困ったとき 不安に思ったときは 一人で悩まず まず電話！

小金井市消費生活相談室

☎042-384-4999 (直通)